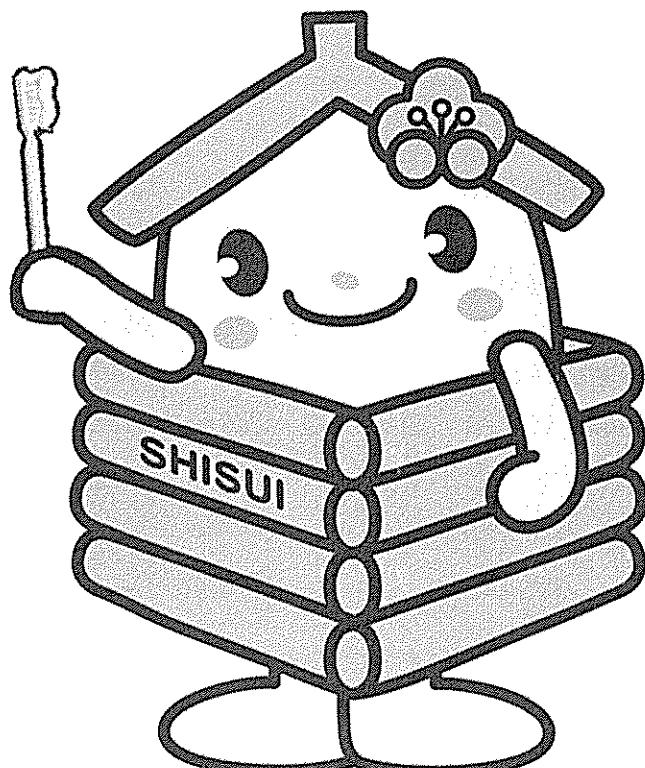


酒々井町歯科保健計画

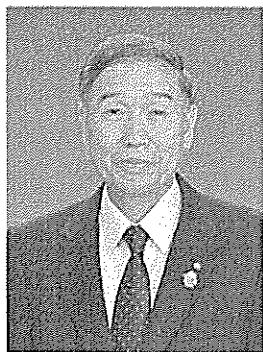
～歯をみがき 心や体 ピカピカに～



酒々井町マスコットキャラクター
井戸っ子（しそいちゃん）

平成26年3月
酒々井町

町長あいさつ



歯と口腔の健康は、生涯を通じて自分の歯で食べることを可能にし、肥満や糖尿病など生活習慣病の予防につながるなど、身体の健康を保持増進する重要な要素となっています。

このため町では、「町民が日常生活において自ら歯と口腔の健康づくりを意識し、取り組むことを促進するとともに、生涯を通じて適切な歯科保健医療サービスを受けることができるよう環境整備を推進する」ことを基本理念とする「酒々井町民の歯と口腔の健康づくり推進条例」を平成24年12月9日に施行しました。

そして、本条例に基づき、乳幼児期から高齢期までライフステージを通じて継続的に町民の歯と口腔の健康づくりについての施策を総合的かつ計画的に推進し、さらに町民の健康の保持増進に寄与するため、「酒々井町歯科保健計画」を策定しました。

今後は、本計画をもとに、むし歯、歯周疾患などの歯科疾患の予防に取り組み、障害のある方や介護を必要とする方を含め、乳幼児から高齢者まで、全ての町民の方が継続して必要な歯科保健サービスを受けられるよう推進していきます。

歯と口腔の健康づくりの推進につきましては、町民の皆様をはじめ、関係機関、関係団体等、ご協力を賜りながら進めてまいりたいと思います。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なるご協力をいただいた酒々井町歯科保健計画策定委員の皆様、関係団体の皆様、町民の皆様に厚くお礼申し上げ、ごあいさつといたします。

平成26年 3月

酒々井町長 小坂 泰久

目 次

第1章 計画の基本方針

1. 計画の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	1

第2章 現状と課題

1. 乳幼児期	2
2. 学齢期	7
3. 成人期及び高齢期	10
4. 障害のある方及び介護の必要のある方	13
5. よく噛んで食べることの推進	15

第3章 目標及び具体的対策

1. 乳幼児期	16
2. 学齢期	17
3. 成人期及び高齢期	18
4. 障害のある方及び介護の必要のある方	19

第4章 施策の体系と主要事業

1. 歯と口腔の健康づくり推進条例(第6条)における基本的施策	20
2. 基本的施策と事業の展開	21

資料

酒々井町歯科保健計画策定委員会設置要綱	22
酒々井町歯科保健策定委員会委員名簿	23
酒々井町民の歯と口腔の健康づくり推進条例	24
用語解説	26
酒々井町歯科保健アンケートについて	28

副題の「歯をみがき 心や体 ピカピカに」は、公募により
大室台小学校6年生 中村絵里菜さんの作品が選ばれました。

第1章 計画の基本方針

1 計画の趣旨

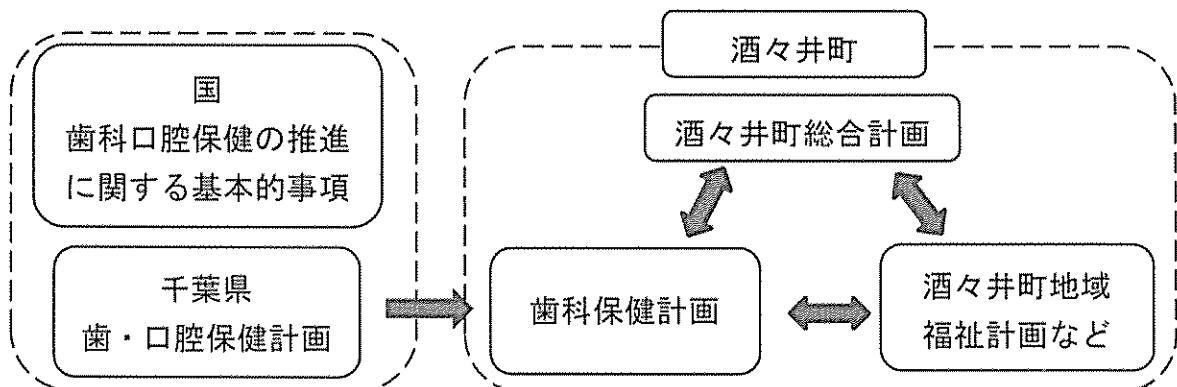
歯と口腔の健康づくりは、生涯を通じて自分の歯で食べることを可能にし、肥満や糖尿病など生活習慣病の予防につながります。また、子どもの健やかな成長や介護予防、健康寿命の延命などにも重要な要素となっており、町民の身体の健康を保持増進するために重要な役割を果たしています。

町では、誰もがいきいきと暮らせるよう、さらなる歯と口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進するため「酒々井町民の歯と口腔の健康づくり推進条例」（以下「条例」という）を平成24年12月9日に施行しました。

条例に基づき、乳幼児期から高齢期までライフステージを通じて継続的に町民の歯と口腔の健康づくりについての施策を推進し、町民の健康を保持増進していくため、「酒々井町歯科保健計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、条例の第6条に規定する基本計画として位置づけます。
- (2) 町の歯科保健施策に関して総合的、効果的に推進するための基本的な指針です。また、町民その他の関係機関団体の、自主的、積極的活動の指針となるものです。
- (3) 酒々井町総合計画を上位計画とし、関連する町の計画との整合を図るものです。



3 計画の期間

平成26年度を初年度とし、平成35年度を目標年度とします。ただし、計画策定後の歯科保健を取り巻く状況の変化によって、必要に応じて再検討し、見直すこととします。

第2章 現状と課題

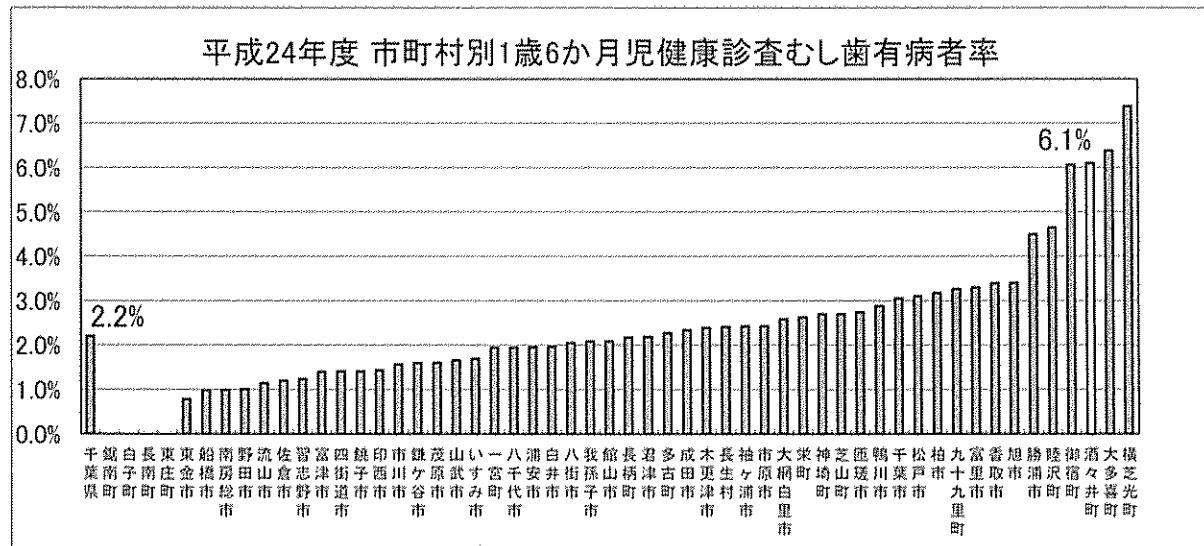
1 乳幼兒期

(1) 乳幼児のむし歯の状況

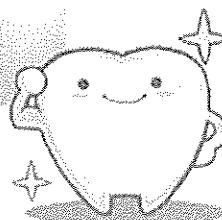
1) 1歳6か月児(1歳6か月児歯科健康診査実績)

1歳6か月児健康診査 むし歯有病者率 年次推移 (人)

	受診者数	むし歯のある者	むし歯有病者率	千葉県
平成22年度	152	3	2. 0%	2. 2%
平成23年度	136	4	2. 9%	2. 1%
平成24年度	147	9	6. 1%	2. 2%



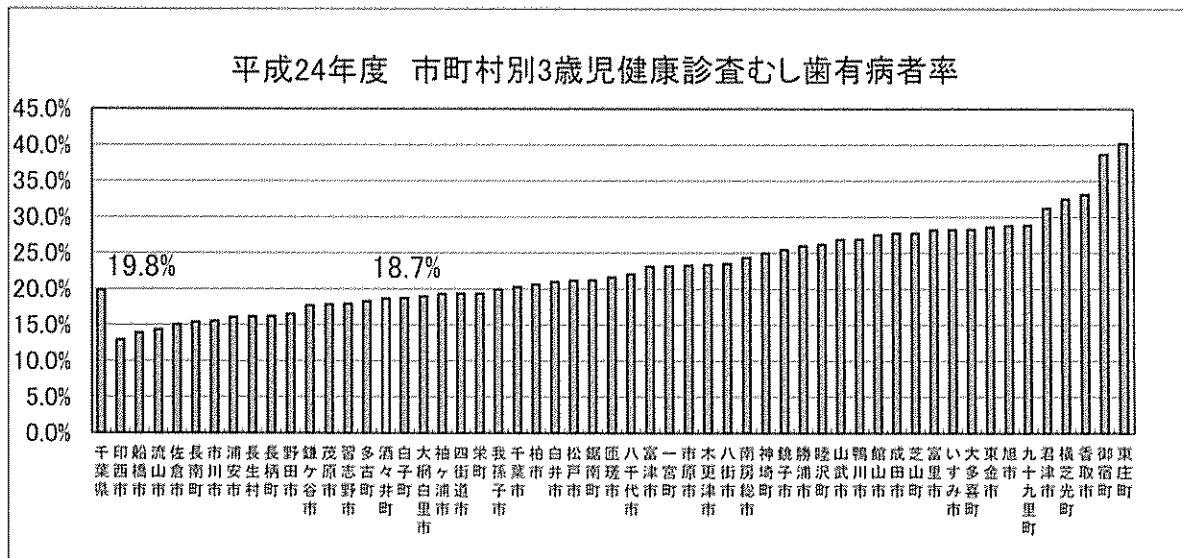
「幼児へのフッ化物塗布の様子」



2) 3歳児(3歳児歯科健康診査実績)

3歳児健康診査 むし歯有病者率 年次推移 (人)

	受診者数	むし歯のある者	むし歯有病者率	千葉県
平成22年度	166	41	24.7%	23.0%
平成23年度	164	51	31.1%	21.5%
平成24年度	123	23	18.7%	19.8%



【現状と課題】

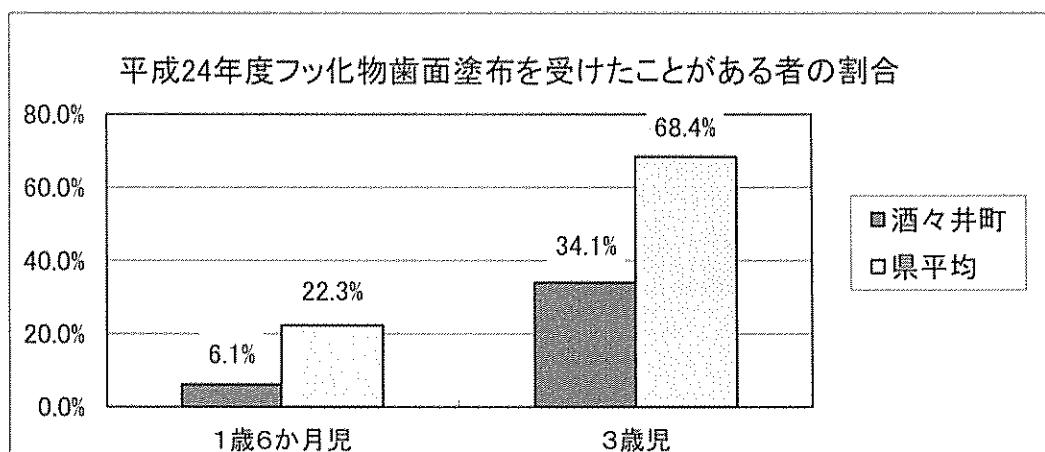
平成24年度の3歳児健康診査むし歯有病者率は、県と比べてやや低くなっていますが、経年的に見ると1歳6か月児、3歳児健康診査とともに県内で高い状況となっています。

、状況によっていります。乳児期からの保護者の仕上げみがきの徹底やフッ化物塗布を推奨していくことが必要です。

(2) 歯科保健の意識状況（幼児健康診査問診票より）

1) フッ化物歯面塗布を受けたことがある者の割合

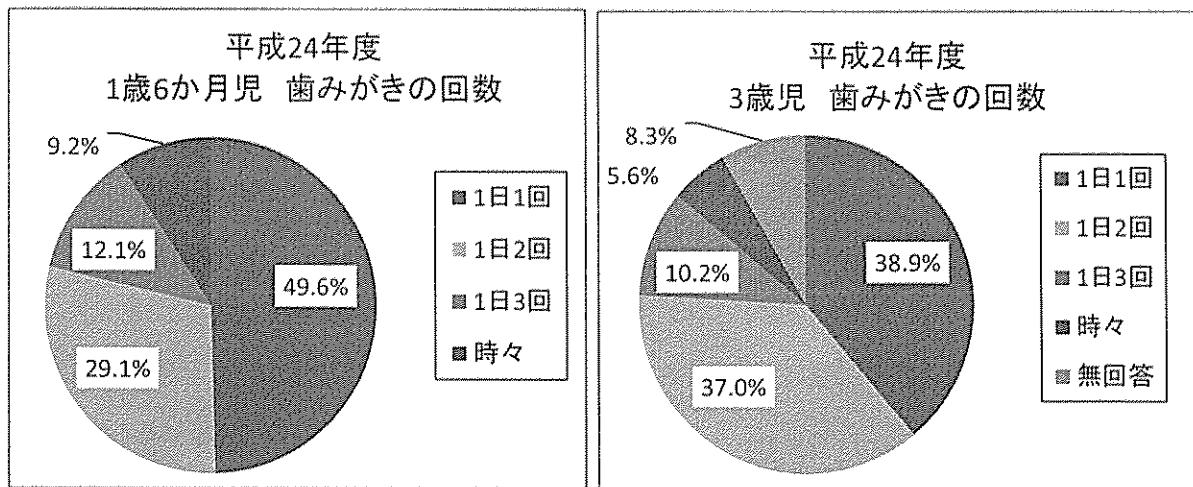
	平成24年度	平成23年度
1歳6か月児健康診査	6.1%	2.9%
3歳児健康診査	34.1%	31.1%



【現状と課題】

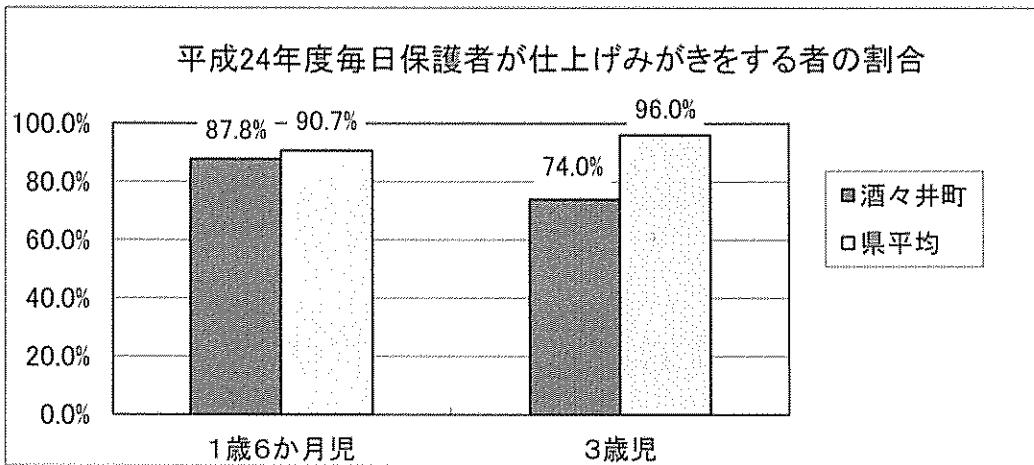
フッ化物歯面塗布を受けたことがある者の割合は、県と比較して大幅に低い状況となっています。平成25年度より2歳児歯科健康診査を実施し希望者へフッ化物歯面塗布を始めたため、今後、3歳児健康診査での割合が増加することが予想されます。フッ化物の使用はむし歯予防に有効であるため、必要性や効果について周知を図り、継続的なフッ化物の利用を働きかけることが必要です。

2) 歯みがきの回数



3) 毎日保護者が仕上げみがきをする者の割合

	平成24年度	平成23年度
1歳6か月児健康診査	87.8%	83.8%
3歳児健康診査	74.0%	96.3%

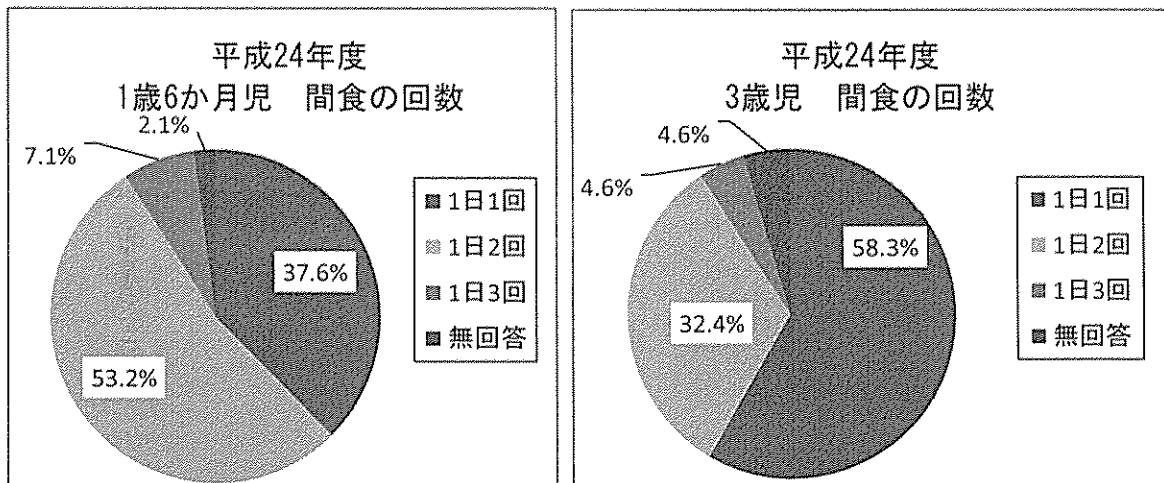


【現状と課題】

毎日保護者が仕上げみがきをする者の割合は、県平均に比べ低くなっています。特に3歳児では割合が低くなっています。小学校中学年までは保護者による仕上げみがきが必要とされているため、仕上げみがきの重要性を周知し、子どもへの口腔ケアに対する意識を高めることが必要です。

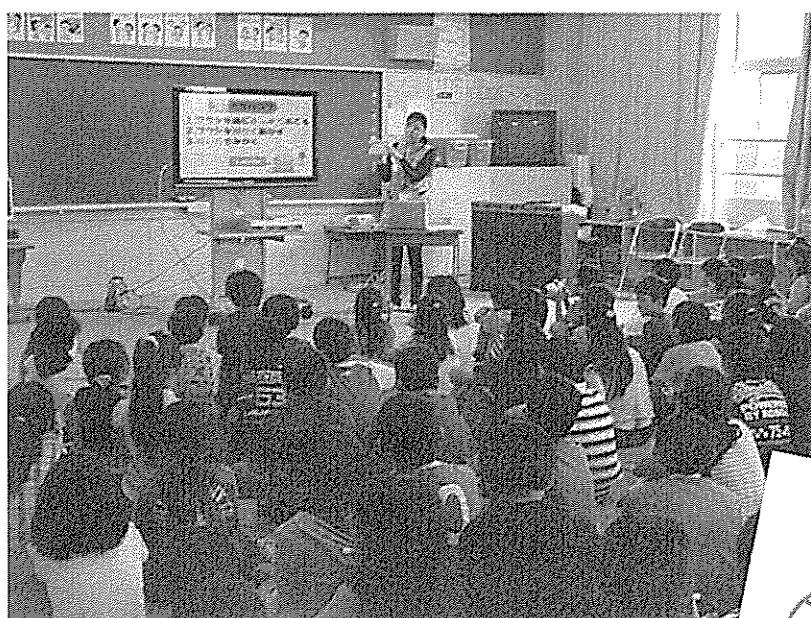
4) 間食を1日3回以上している者の割合

	平成24年度	平成23年度	千葉県 (平成23年度)
1歳6か月児健康診査	7.1%	4.4%	7.8%
3歳児健康診査	4.6%	2.4%	8.6%

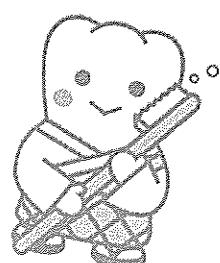


【現状と課題】

間食を1日3回以上している者の割合は、1歳6か月児では7.1%と高くなっています。むし歯の予防には飲食の間隔を空けることが重要です。間食の方法や正しい生活習慣を周知していくことが必要です。



「大室台小学校4年生への歯科健康教育の様子」

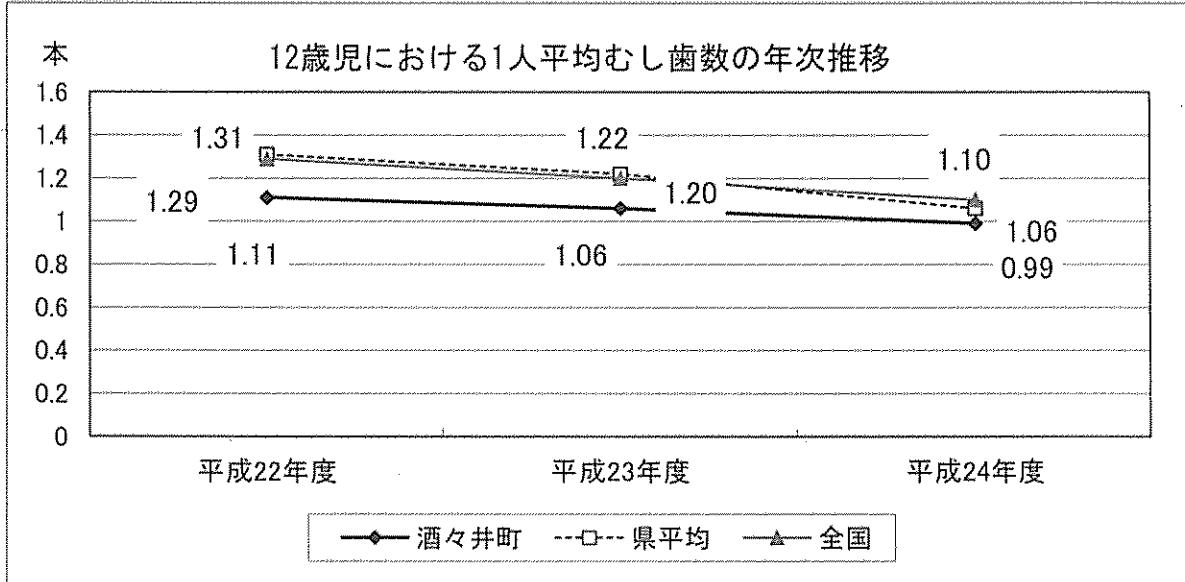
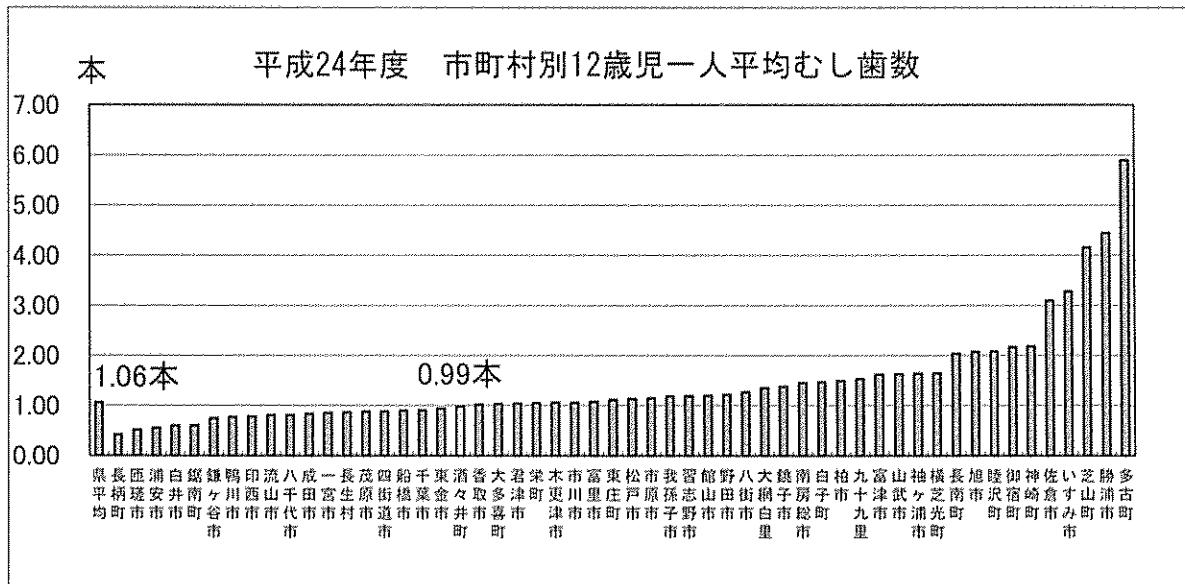


2 学齡期

(1)むし歯及び歯肉の状況(平成24年度学校保健統計調査報告より)

1) 12歳児のむし歯の状況 (人)

	受診者数	むし歯のある者	むし歯有病者率
平成24年度	471	50	10.6%



2) 歯肉の炎症所見を有する者の割合（平成24年度） (人)

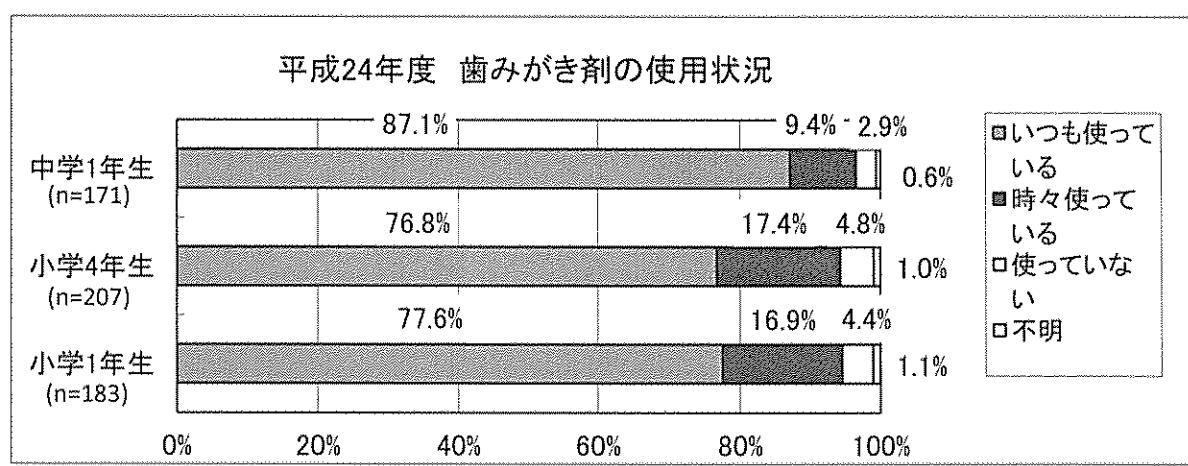
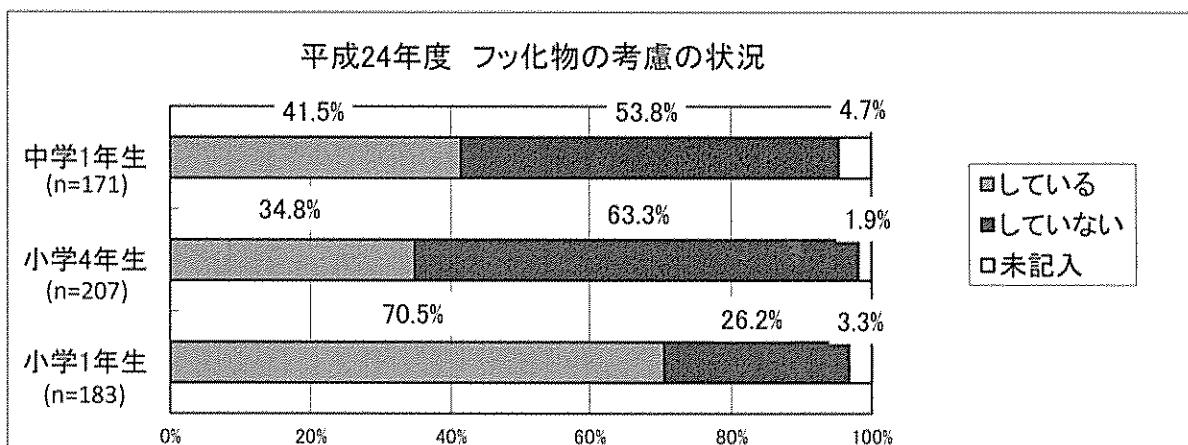
	酒々井町			千葉県
	受診者数	歯肉の炎症 有所見者数	割 合	
小学4年生	197	25	12.7%	12.0%
中学1年生	163	93	57.1%	21.3%

【現状と課題】

1人平均むし歯数は県や全国と比べて低くなっていますが、歯肉の炎症所見を有する者の割合は県と比べ高くなっています。
歯肉の炎症は歯周病につながるため、知識の普及とともに、正しい歯みがき習慣を身につけられるよう学齢期から指導していくことが重要です。

(2) 歯科保健の意識状況（平成24年度酒々井町歯科保健アンケートより）

1) 歯みがき剤を選ぶときにフッ化物入りを考慮している者の割合



※小学1年生は保護者が回答しています。

【現状と課題】

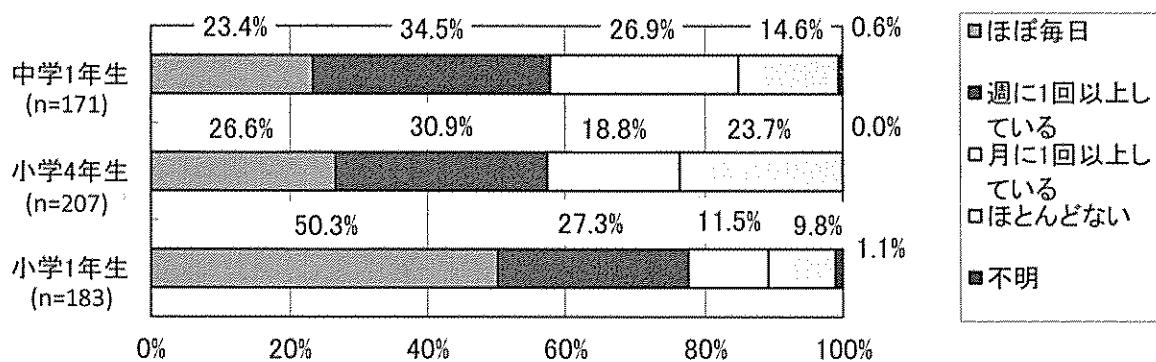
フッ化物入りの歯みがき剤を考慮している者の割合は中学1年生41.5%、小学4年生34.8%と低くなっています。フッ化物入りの歯みがき剤の使用はむし歯予防に有効なため、推進していく必要があります。学齢期では、歯みがき剤を用意するのは保護者であることから、保護者への働きかけが重要となります。

2) 週1回以上自分の歯や歯肉の状態を観察する習慣のある者の割合

(人)

	酒々井町(平成24年度)			千葉県 (平成22年度)
	回答者数	習慣のある者	割合	
小学4年生	207	119	57.5%	45.8%
中学1年生	171	99	57.9%	38.7%

平成24年度 歯や歯肉の状態を観察する習慣の状況



【現状と課題】

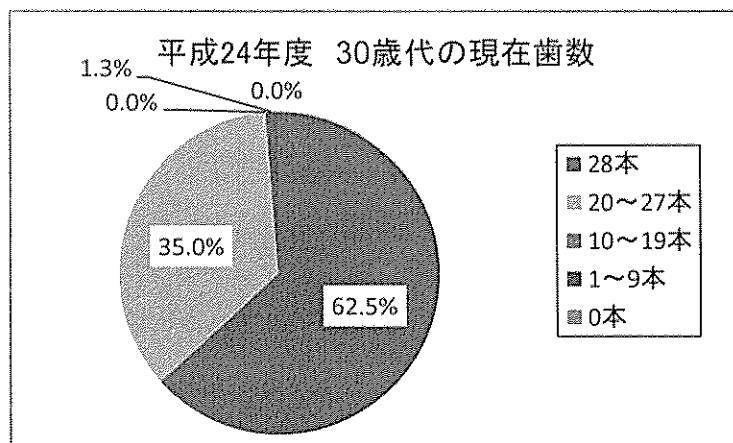
歯や歯肉の状態を観察する習慣のある者の割合は、県よりも高くなっています。歯や歯肉の状況を観察することは歯と口腔の健康づくりに欠かせないものであり、今後も周知していく必要があります。

3 成人期及び高齢期

(1) 現在歯数（平成24年度酒々井町歯科保健アンケートより）

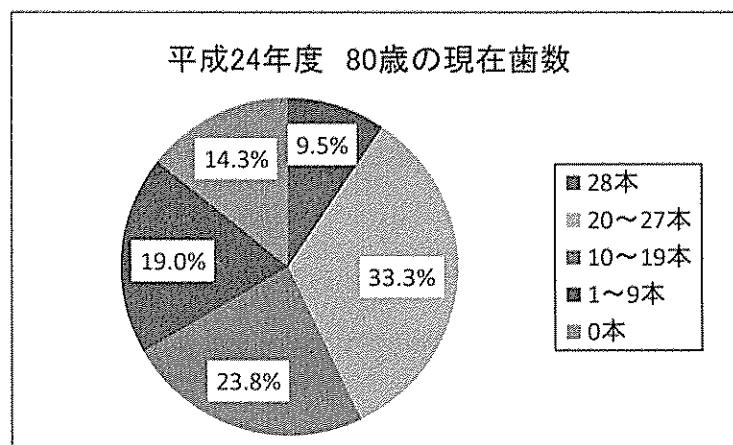
1) 30歳代の現在歯数

n = 80



2) 80歳の現在歯数

n = 21



80歳で20本以上歯を有する者の割合 (平成24年度酒々井町歯科保健アンケートより)	42.8%
80歳以上で20本以上歯を有する者の割合 (平成21年度千葉県)	20.3%

※酒々井町歯科保健アンケートの対象は、介護認定を受けていない者となっています。

【現状と課題】

30歳代は現在歯数28本の者の割合が62.5%となっています。80歳で20本以上歯を有する者の割合は42.8%となっています。歯の本数は、生涯を通して食事や会話を楽しむことなどに重要な要素となっており、歯と口腔の健康づくりの指標となるものです。若い世代から歯の喪失を防ぐ取り組みが必要となります。

(2) 定期的な歯科検診等の受診状況

(人)

	酒々井町(平成24年度) n=255	千葉県 (平成21年度)
定期的に歯科検診を受けている者	78	30.6% 37.6%
定期的に歯石除去や歯面清掃を受けている者	85	33.3% 33.6%

(3) 酒々井町成人歯科検診受診状況

1) 成人歯科検診受診率

(人)

	対象者数	受診者数	受診率
平成22年度	12,529	87	0.69%
平成23年度	11,947	99	0.83%
平成24年度	12,387	99	0.80%

2) 進行した歯周病を有する者の割合 (CPITN=3以上)

(人)

	酒々井町(平成24年度)			千葉県 (平成22年度)
	受診者数	歯周病を有する者	割合	
40歳代	29	10	34.5%	39.0%
60歳代	33	20	60.6%	49.9%

【現状と課題】

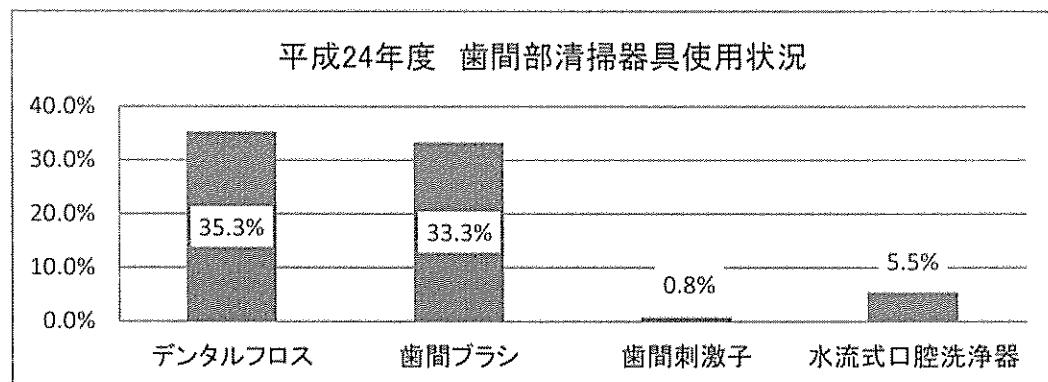
定期的に歯科検診を受けている者および定期的に歯石除去や歯面清掃を受けている者の割合は、県と比べ低くなっています。

成人歯科検診の受診率は低く、横ばいとなっています。検診を受診した者のうち進行した歯周病を有する者の割合は、40歳代は県より低く、60歳代では県より高くなっています。

歯の喪失の主な原因はむし歯と歯周病です。正しいブラッシングの指導など口腔の健康教育を実施するとともに、定期的な歯科検診の受診やかかりつけ歯科医を持つことの推進が必要です。

(4) 歯科保健の意識状況（平成24年度酒々井町歯科保健アンケートより）

1) 歯間部清掃器具の使用状況

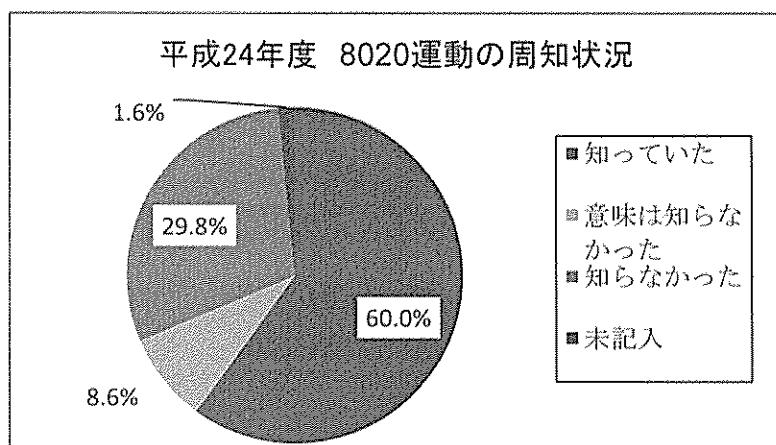


【現状と課題】

歯間部清掃器具を使用している者の実人数は152人（59.6%）となっています。歯間部清掃器具の使用は歯周病を予防するために有効なことから、適切な使用方法等情報提供していくことが必要です。

2) 8020運動を知っている者の割合

n = 255



【現状と課題】

8020運動を意味も含め理解している人の割合は、60%となっています。80歳で20本の歯を持つことは豊かな生活をする上でも大切になります。8020運動について周知していくとともに、歯や口腔の健康づくりについて啓発していくことが重要になります。

4 障害のある方及び介護の必要のある方

(1) 現在歯数（平成24年度酒々井町歯科保健アンケートより）

	回答者数	20本以上 歯を持つ者	割 合
障害のある方等	61	34	55.7%
一般成人	255	228	89.4%

【現状と課題】

障害のある方等は、一般成人と比べ現在歯数が少ない状況にあります。また、介護度が高い者で、口腔ケアの機会のない者や歯をみがいていない者もいました。（平成24年度酒々井町歯科保健アンケートの結果より）高齢化率は25.1%（平成25年4月現在）となっており、今後も介護の必要な者が増えることが予想されます。介護を必要とする者や障害等のある方も適切な歯科保健医療を受けられるよう、周知の方法や体制を整える必要があります。

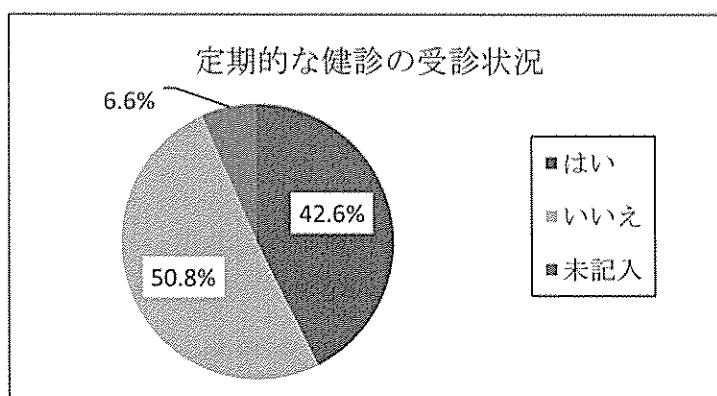


介護予防事業「おいしく食べて歯ッピーになろう」
ブラッシング指導の様子

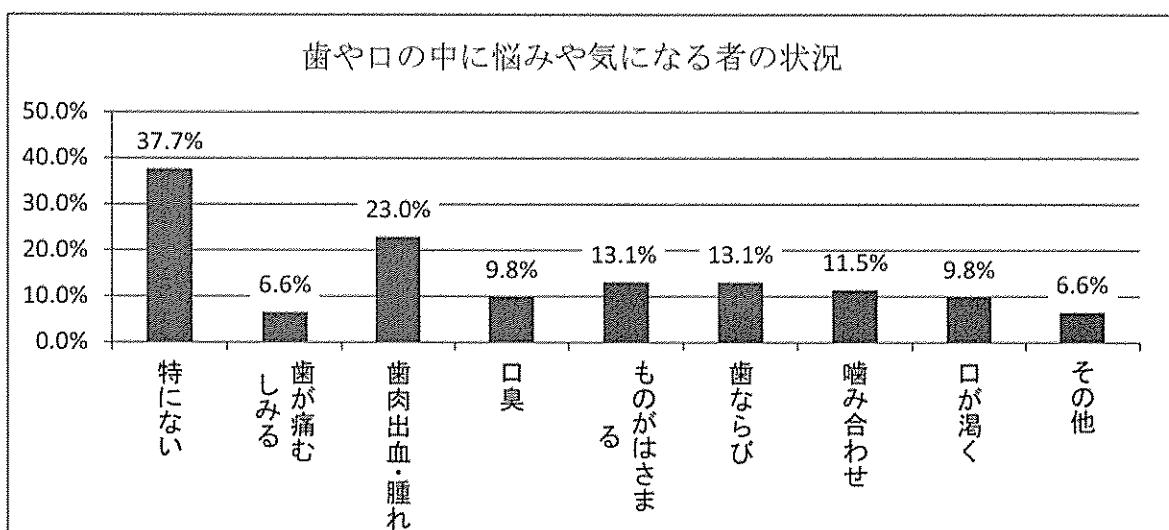


(2) 定期的に健診を受けている者の割合

n = 61



(3) 歯や口の中について、悩みや気になることのある者の割合

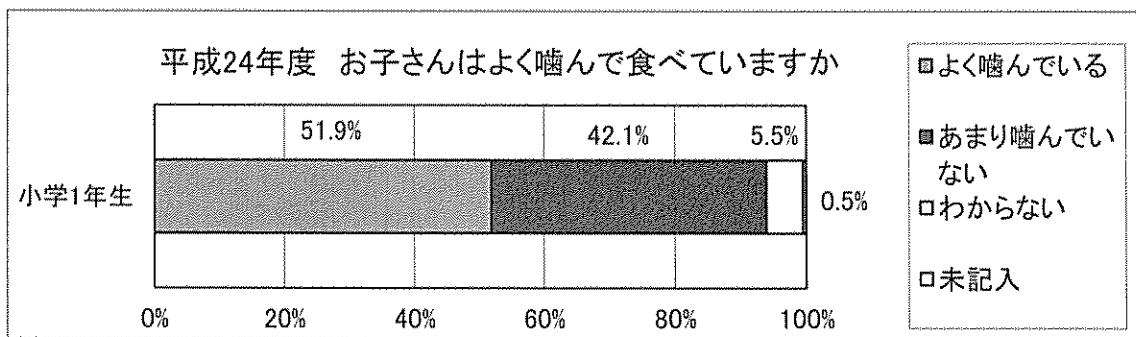


【現状と課題】

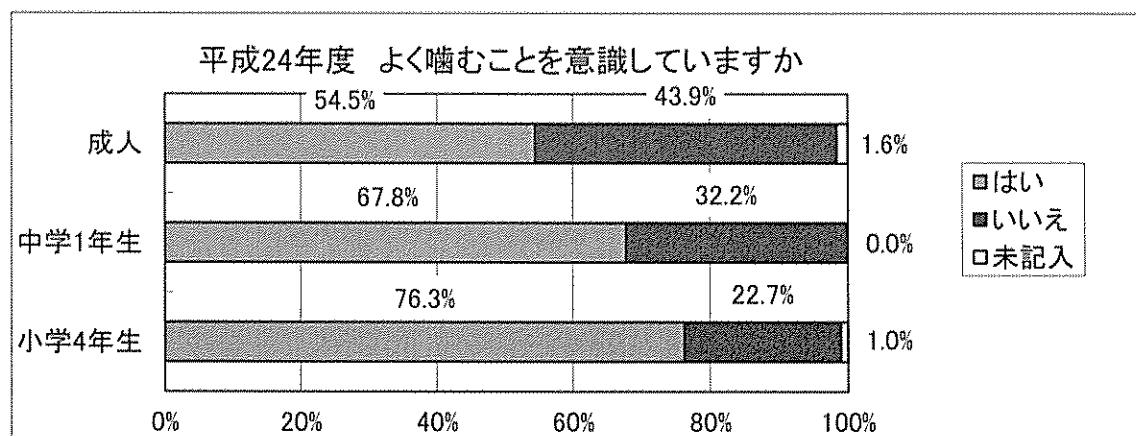
定期的な健診を受けている者は、42.6%となっています。
歯や口の中について、悩みや気になることのある者の実人数は38人
(62.3%) となっており、健診以外でも気軽に口腔の悩み等を相談できる
機会を設けることが必要です。

5 よく噛んで食べることの推進

よく噛んで食べることの意識(平成24年度酒々井町歯科保健アンケートより)



※小学1年生は保護者が回答しています。



【現状と課題】

どの年齢期も半数以上が噛むことを意識しています。

よく噛むことは、あごの発達を助ける、ことばの発音をよくするなど、乳幼児期及び学齢期において重要です。また、肥満の予防、脳の活性化等、様々な効果が期待され、成人期、高齢期を含めた全てのライフステージにおいて取り組む必要があります。

第3章 目標及び具体的対策

1. 乳幼児期

【目標】3歳児におけるむし歯のない者の割合の増加

指 標	現状 (平成24年度)	目標 (平成35年度)
3歳児におけるむし歯のない者の割合	81.3%	90%以上
1歳6か月児で間食(おやつ)を1日3回以上飲食する習慣を持つ者の割合	7.1%	5%以下
毎日保護者が仕上げみがきをする習慣のある者の割合	87.8% (1歳6か月児) 74.0% (3歳児)	100% (1歳6か月児) (3歳児)
3歳までにフッ化物歯面塗布を受けたことのある者の割合	34.1%	75%以上

具体的な対策	事業名	新・現
◆むし歯予防の重要性や具体的な方法(仕上げみがきの方法、おやつの与え方等)を保護者等へ周知する。	乳児相談(10か月児) 歯科指導	新
◆歯科医院での定期的な健診の必要性について啓発する。	1歳6か月児健康診査	現
◆歯の健康が優れている幼児とその親を表彰することにより、歯の健康づくりへの意識を高める。	2歳児歯科健康診査	新
◆幼児健診において、フッ化物の効果等を周知し、定期的な歯科医院でのフッ化物歯面塗布、フッ化物配合歯みがき剤の使用を勧奨していく。	保育園児はみがき指導	新
◆幼稚園児はみがき指導	新	
◆2歳児歯科健康診査において希望者へフッ化物歯面塗布を実施する。	親と子のよい歯のコンクール 3歳児健康診査	現

※現:現行の事業 新:新規事業

2. 学齢期

【目標】学齢期におけるむし歯のない者、歯周病のない者の割合の増加

指 標	現状 (平成24年度)	目標 (平成35年度)
12歳児における1人平均むし歯数	0.99本	0.5本以下
小学4年生、中学1年生における歯肉の炎症所見を有する者の割合	12.7%	10%以下 (小学4年生)
	57.1%	20%以下 (中学1年生)
よく噛んで食べることを意識している者の割合	76.3% (小学4年生)	85%以上
	67.8% (中学1年生)	
歯みがき剤を選ぶときにフッ化物入りを考慮している者の割合	48.5%	60%以上
週1回以上自分の歯や歯肉の状態を観察する習慣のある者の割合	57.5% (小学4年生)	70%以上
	57.9% (中学1年生)	

具体的な対策	事業名	新・現
◆各学年に合わせたむし歯予防の重要性や具体的な方法(歯の磨き方、歯間清掃用具の使用方法等)を指導する。	歯科健康診査	現
◆歯科医院での定期的な健診の必要性について啓発する。	歯科管理検診	現
◆歯の健康が優れている児童生徒を表彰することにより、歯の健康づくりへの意識を高める。	ブラッシング指導	現
◆歯の健康が優れている児童生徒を表彰することにより、歯の健康づくりへの意識を高める。	健歯の表彰	現
◆フッ化物の効果等を周知し、フッ化物配合歯みがき剤の使用を勧奨していく。	歯みがきタイム	現
◆親子を対象に指導する機会を設け、実践指導とともに歯の健康づくりの意識を高める。	親子指導 (家庭教育学級等)	新
◆噛むことの大切さを周知する。	特別支援学級を対象とした歯科相談事業	新
	給食でのかみかみメニューの実施	現

※現:現行の事業 新:新規事業

3. 成人期及び高齢期

【目標】成人期、高齢期におけるむし歯や歯周病の予防、歯の喪失防止

指標	現状 (平成24年度)	目標 (平成35年度)
30歳代で現在歯数が28本の割合	62.5%	65%以上
80歳で20本以上歯を有する者の割合	42.8%	50%以上
定期的に歯科健康診査を受けている者の割合	30.6%	60%以上
定期的に歯石除去や歯面清掃を受けている者の割合	33.3%	60%以上
成人歯科検診受診率	0.8%	2%以上
成人歯科検診において進行した歯周病を有する者の割合	34.5% (40歳代) 60.6% (60歳代)	20%以下 (40歳代)
歯間部清掃器具を使用している者の割合	59.6%	70%以上
よく噛んで食べることを意識している者の割合	54.5%	65%以上
8020運動を知っている者の割合	60.0%	80%以上

具体的な対策	事業名	新・現
◆むし歯、歯周病予防等、歯の健康づくりの重要性について広く周知する。	歯科健康相談	現
◆定期的な歯科検診や歯石除去の必要性について啓発する。	健康教育 (各種教室に加え、出前講座等を実施)	現
◆具体的な歯間部清掃器具の効果と清掃方法について指導する。	介護予防事業	現
◆80歳で20本以上の歯を有し、歯の健康が優れている者を表彰することにより、歯の健康づくりへの意識を高める。	イベントへの参加 (噛むことの大切さを推進する)	新
◆よく噛んで食べることの大切さを周知する機会を設ける。	高齢者によい歯のコンクール	現
◆イベントや教室など、8020運動について周知する機会を増やす。	成人歯科検診	現
◆具体的な義歯の使用方法・手入れの仕方などについて指導する。		
◆検診等の機会を利用し、成人歯科検診を広く周知する。		
◆摂食、嚥下等口腔機能の重要性についておよび維持の方法について広く周知する		

※現:現行の事業 新:新規事業

4. 障害のある方及び介護の必要のある方

【目標】障害等のある方が適切な歯科医療及び口腔ケアを受けられる環境の整備

指標	現状 (平成24年度)	目標 (平成35年度)
定期的に歯科健康診査を受けている者の割合	42.6%	50%以上
歯や口の中について、悩みや気になることのある者の割合	62.3%	50%以下

具体的な対策	事業名	新・現
◆定期的な歯科検診、歯科医療を受けることが困難な者等に対する相談体制を整備する。	歯科健康相談	新
◆介護者へ口腔ケアの重要性について、講義や実習を行う。	訪問歯科健康相談	新
◆介護保険等の利用者へ、適切な歯科保健医療サービスが受けられるよう情報提供する。	講演会等の実施 (ケアマネージャー、介護職員、一般町民等)	新
	リーフレットの作成	新

※現:現行の事業 新:新規事業



第4章 施策の体系と主要事業

1 歯と口腔の健康づくり推進条例(第6条)における基本的施策

- (1) 8020運動（80歳になっても自分の歯を20本以上保つよう歯と口腔の健康づくりを進める運動をいう。）の推進
- (2) 最もむし歯になりやすい幼児期及び学齢期におけるむし歯予防対策
- (3) 歯周病罹患率が高まる成人期における歯周病対策
- (4) 障害のある者及び介護を必要とする者等の適切な歯科医療及び口腔ケア等の推進
- (5) 生涯を通してよく噛むことの推進
- (6) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに必要な施策

2 基本的施策と事業の展開

- (1) 8020運動（80歳になっても自分の歯を20本以上保つよう歯と口腔の健康づくりを進める運動をいう。）の推進

20本の歯があると、ほとんどの物を噛み碎け、食生活を楽しむことができると言われています。各種事業等、町民への周知の機会を増やし、歯と口腔の健康づくりの指標となる8020運動を推進します。

【事業名】

- | | |
|------------------------|-----------|
| ○酒々井町高齢者よい歯のコンクール | 担当課：健康福祉課 |
| ○歯科健康相談 | 担当課：健康福祉課 |
| ○健康教育（ヘルスアップセミナー等） | 担当課：健康福祉課 |
| ○介護予防事業おいしく食べて歯ッピーになろう | 担当課：健康福祉課 |

(2) 最もむし歯になりやすい幼児期及び学齢期におけるむし歯予防対策

乳幼児期は食物の摂取を獲得する時期であり、乳幼児期、学齢期のむし歯は、咀嚼力の低下など、十分な栄養摂取に影響し健やかな発育を妨げる恐れもあります。むし歯予防のため、正しい歯みがきや薬剤塗布などの科学的根拠に基づき指導を行います。

【事業名】

- | | |
|----------------------|-----------|
| ○乳児相談（10か月）歯科指導 | 担当課：健康福祉課 |
| ○1歳6か月児健康診査 | 担当課：健康福祉課 |
| ○2歳児歯科健康診査 | 担当課：健康福祉課 |
| ○3歳児健康診査 | 担当課：健康福祉課 |
| ○保育園児歯科健康診査 | 担当課：こども課 |
| ○なかよしはみがき指導（保育園・幼稚園） | 担当課：健康福祉課 |
| ○親と子のよい歯のコンクール | 担当課：健康福祉課 |
| ○学校歯科健康診査・歯科管理検診 | 担当課：学校教育課 |

○学校ブラッシング指導	担当課：学校教育課
○健歯の表彰	担当課：学校教育課
○歯みがきタイム	担当課：学校教育課
○親子はみがき教室	担当課：学校教育課
○かみかみメニューの実施	担当課：学校給食センター
○特別支援学級健やか歯科相談	担当課：健康福祉課

(3) 歯周病罹患率が高まる成人期における歯周病対策

生涯にわたり自分の歯を保つことに重要な歯周病対策として、定期的な歯科検診や正しい歯みがきの指導を実施します。

【事業名】

○歯科健康相談	担当課：健康福祉課
○健康教育（各種教室、出前講座）	担当課：健康福祉課
○介護予防事業おいしく食べて歯ッピーになろう	担当課：健康福祉課
○イベントへの参加	担当課：健康福祉課
○成人歯科検診	担当課：健康福祉課

(4) 障害のある者及び介護を必要とする者等の適切な歯科医療及び口腔ケア等の推進

障害等により体が不自由なため、歯科医院等へ通うことが困難な方が適切な歯科医療及び口腔ケアを受けられるよう推進します。

【事業名】

○歯科健康相談	担当課：健康福祉課
○講演会等の開催	担当課：健康福祉課
○訪問歯科健康相談	担当課：健康福祉課
○リーフレットの作成	担当課：健康福祉課

(5) 生涯を通してよく噛むことの推進

よく噛むことは、あごの発達やことばの発音をよくします。また、必要な栄養を摂取し健やかな発育を促すなど、乳幼児期、学齢期において重要です。

成人期、高齢期では、肥満の予防、脳の活性化等、様々な効果が期待され、全てのライフステージにおいてよく噛むことを推進していきます。

【事業名】

○広報、リーフレット作成による普及啓発	担当課：健康福祉課
※その他、実施している全ての事業で推進していきます。	

酒々井町歯科保健計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 酒々井町民の歯と口腔の健康づくり推進条例（平成24年酒々井町条例第20号）の規定により酒々井町歯科保健計画（以下「計画」という。）を策定するため、酒々井町歯科保健計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は次に掲げる事項について検討を行い、計画案を策定するものとする。

- (1) 計画の策定に関して意見を述べること。
- (2) 計画の策定に関する情報交換。
- (3) その他計画策定に関する必要なこと。

(委員)

第3条 策定委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 酒々井町三師会歯科医師部会の代表
- (2) 介護事業所の代表
- (3) 包括支援センターの代表
- (4) 町内保育園、幼稚園の代表
- (5) 健康推進員
- (6) 養護教諭
- (7) 歯科衛生士
- (8) 栄養士
- (9) こども課長
- (10) 学校教育課長

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。委員長及び副委員長は、委員をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し議長となる。

(事務局)

第6条 策定委員会の事務局は、健康福祉課内に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、計画が策定された日をもってその効力を失う。

酒々井町歯科保健計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

課(所属)名	職名	氏名
酒々井町三師会歯科医師部会	会長	宮野 貴
"	副会長	安部 秀彦
学校法人堀口学園 昭苑幼稚園	園長	堀口 昭子
学校法人木内学園 酒々井幼稚園	園長	木内 秀樹
酒々井町立酒々井小学校	養護教諭	武山 玲子
酒々井町立中央保育園	副主幹	渡辺 深雪
社会福祉法人 鼎 エコトピア酒々井	施設長	山近 勉
酒々井町地域包括支援センター	看護師	中村 千恵美
歯科衛生士		平間 淑子
酒々井町健康推進員協議会	会長	寺本 恵美
"	会員	森田 浩美
こども課	課長	赤地 忠勝
学校教育課	課長	池田 幸夫

健康福祉課	課長	仲田 義秀
	副主幹	清宮 美雪
	主査	大竹 里子
	副主査	神崎 史帆里
	歯科衛生士	大瀧 紀子
	"	玉造 とも佳

酒々井町民の歯と口腔の健康づくり推進条例

平成 24 年 12 月 19 日条例第 20 号

(目的)

第1条 この条例は、町民の歯と口腔の健康づくりの推進について基本理念を定め、町、保健医療福祉関係者、教育関係者及び町民の役割を明らかにするとともに、町民の歯と口腔の健康づくりに関する施策（以下「基本的施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、町民の健康保持及び増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯と口腔の健康づくりは、その推進が子どもの健やかな成長及び糖尿病をはじめとする様々な生活習慣病の予防や介護予防など町民の全身の健康づくりに重要な役割を果たすことにはかんがみ、町民が日常生活において自ら歯と口腔の健康づくりを意識し、取り組むことを促進するとともに、生涯を通じて適切な歯科保健医療サービスを受けることができるよう環境整備を推進することを基本理念として行わなければならない。

(町の役割)

第3条 町は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、基本的施策を策定し、実施するものとする。

(保健医療福祉関係者及び教育関係者の役割)

第4条 保健、医療又は福祉若しくは教育に係る職務に携わる者であつて歯と口腔の健康づくりに関する業務を行うものは、基本理念にのっとり、それぞれの業務において、歯と口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、その推進に当たっては、歯と口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携及び協力するよう努めるものとする。

(町民の役割)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深め、自らの歯と口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(基本計画の策定)

第6条 町長は、町民の生涯にわたる基本的施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する基本的な方針
- (2) 歯と口腔の健康づくりに関する目標
- (3) 歯と口腔の健康づくりに関し、町が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、基本的施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、基本計画を定めたときは、これを公表するものとする。

(基本的施策の実施)

第7条 町は、町民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

- (1) 8020運動（80歳になっても自分の歯を20本以上保つよう歯と口腔の健康づくりを進める運動をいう。）の推進
- (2) 最もむし歯になりやすい幼児期及び学齢期におけるむし歯予防対策
- (3) 歯周病罹患率が高まる成人期における歯周病対策
- (4) 障害のある者及び介護を必要とする者等の適切な歯科医療及び口腔ケア等の推進
- (5) 生涯を通してよく噛むことの推進
- (6) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに必要な施策

(委任)

第8条 この条例の施行に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

用語解説

【け】

現在歯数（げんざいしすう）

インプラントやブリッジの人工歯を除く口腔内にある歯の本数。差し歯など処置している歯も含まれる。

【し】

歯間部清掃器具（しかんぶせいそうきぐ）

歯ブラシでは取り除けない歯と歯の間の歯垢を取り除く補助器具のこと。デンタルフロスや歯間ブラシなどがある。

歯垢（しこう）

歯の表面に付着した黄白色を帯びた粘着物で、いわゆる細菌のかたまり。プラークともいう。

歯周炎（ししゅうえん）

炎症が歯茎だけでなく、歯を支えている骨や歯の膜などに波及したもの。進行すると歯茎から膿が出たり、歯茎が下がったり、歯が動くようになる。

歯周病（ししゅうびょう）

歯の周囲の組織（歯茎や歯を支えている骨、歯の根の膜など）の病気である。

歯肉炎（しにくえん）

炎症が歯茎だけにあるもので、歯周病の早期段階である。適切な歯みがき等で改善することが多い。

CPITN（シーピーアイティーエヌ）

1982年にWHOが提唱した地域における歯周病の実態と治療の必要度を把握する指標のこと。測定用の探針を用いて歯周ポケットの深さ・出血・歯石の有無等を判定する。

CPITNの判定基準

コード	所見
0	健全
1	出血あり
2	歯石あり
3	4～5mmに達するポケット
4	6mmを超えるポケット

【せ】

摂食・嚥下（せっしょく・えんげ）

食べ物を認識して口に取り込み、咀嚼して飲み込む一連の動きのこと。

【そ】

咀嚼（そしゃく）

食べ物をかみ切り、碎き、すりつぶし、飲み込みや消化をしやすくすること。

咀嚼・嚥下機能（そしゃく・えんげきのう）

食べ物を口から食べ、飲み込む機能のこと。

【ふ】

フッ化物（ふっかぶつ）

フッ素を含む化合物のこと。むし歯予防に利用されるのは、主にフッ化ナトリウムやリン酸酸性フッ化ナトリウムなどである。

フッ化物歯面塗布（ふっかぶつしめんとふ）

むし歯予防のため、フッ化物を含む薬剤を歯に直接塗る方法のこと。歯科医師、または、歯科医師の判断のもと歯科衛生士が行う。年数回定期的に実施することでより効果が得られる。

【よ】

予防処置（よぼうしょち）

歯・口腔の健康を保持するための、フッ化物歯面塗布、フィッシャーシーラント、歯石除去等の処置である。

なお、ハイリスク児に対するむし歯の予防処置は、フッ化物歯面塗布やフィッシャーシーラント等である。

酒々井町歯科保健アンケートについて

下表の方に対し、歯と口腔に関する日常の生活習慣、検診の受診状況などのアンケートにご協力いただきました。

	対象数	回答者	回収数	回収率	実施期間・方法
1. 学齢期	小学1年生 189	保護者	183	96.8%	平成25年6月 学校より配布回収
	小学4年生 211	本人	207	98.1%	
	中学1年生 179	本人	171	95.5%	
	計 579		561	99.6%	
2. 特別支援学級	40	保護者	36	90.0%	
3. 成人及び 高齢者	324	本人	255	69.4%	平成25年 4月～6月
4. 障がいの ある方等	療育手帳受給者 100	本人 又は 介護者 等	35	35.0%	郵送により実施
	介護保険認定者 39		27	69.2%	
	計 139		61	43.9%	

※アンケートの詳細については町ホームページをご覧ください。

酒々井町歯科保健計画
～歯をみがき 心や体 ピカピカに～
平成26年3月発行

発 行 酒々井町
〒285-8510
千葉県印旛郡酒々井町中央台4-11
TEL 043-496-1171

編 集 酒々井町健康福祉課（保健センター）